令和7年(2025年)2月発行

ニュースレター

除却協力員通信 Vol.31

除却協力員のみなさまに情報をお届けする年に2回のニュースレター

２０２５年が始まり早くも１か月経ちました。まだまだ寒さが厳しい季節ではありますが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

今年度２通目のニュースレターでは、市の除却活動・違反指導パトロールのご紹介、除却協力員の継続の意思確認、そして除却活動エピソードの募集についてご案内をさせていただきます。

NEWS 1 市の除却活動・違反指導パトロールのご紹介

まちなみ景観課では、道路の管理を行う管理課と一緒に定期的に市内のパトロールを行い、道路上の貼り紙やカラーコーン看板の除却、違反広告物の指導を行っています。

また、令和７年１月１５日(水)には、八王子駅北口エリアを対象として、４課合同（防犯課、管理課、交通事業課、まちなみ景観課）で、違反広告物の指導や放置自転車の取締りを行うパトロールを実施しました。

今後も他部署と協力の上、これらのパトロールを継続していく予定です。

みなさまにおかれましては、引き続き、貼り紙の除却をお願いするとともに、道路上に置かれたカラーコーン看板などを見かけた際には、まちなみ景観課へご連絡をお願いいたします。

NEWS 2　除却協力員の登録継続のお願い

お手元にある除却協力員証の有効期間は、令和７年３月３１日までのため、引き続き除却協力員を続けていただけるかどうかの意思確認をさせていただきます。

次の①か②に該当される方は、別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送ください。

① 除却協力員の登録継続を辞退される方

② 除却協力員を継続するが、登録内容（住所等）に変更がある方

※ 登録内容に変更がなく、継続を希望される場合は提出不要です。

（返送期限：令和７年３月７日（金））

継続していただける方には、有効期間を令和７年４月１日～令和１０年３月３１日に更新した除却協力員証を４月に郵送いたします。

NEWS 3　除却活動エピソードの募集

他の除却協力員の活動エピソードを知りたいというお声を多数いただいております。そこで、みなさまの除却活動エピソードを募集します！除却活動の感想、他の除却協力員のみなさまに伝えたいこと、工夫していることなどをぜひ教えてください。

匿名にてニュースレターに順次掲載させていただく予定です。様式は問いませんので、タイトルを「除却活動エピソード」としていただき、郵送、ＦＡＸまたはメールのいずれかの方法でエピソードをお寄せください。

（文章を一部抜粋した上で掲載させていただく場合があります。）

除却協力員通信（ニュースレター）の編集・発行
〒192-8501　東京都八王子市元本郷町3-24-1
八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課
TEL：042-620-7267　FAX：042-626-3616
Email：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

過去のニュースレターをご覧いただけます。

あなたのみちを、あるけるまち。八王子